

## 第2節 公物管理補助業務

### 第4項 堰・排水機場等管理支援業務

・積算基準 ..... 4-161

河川管理課

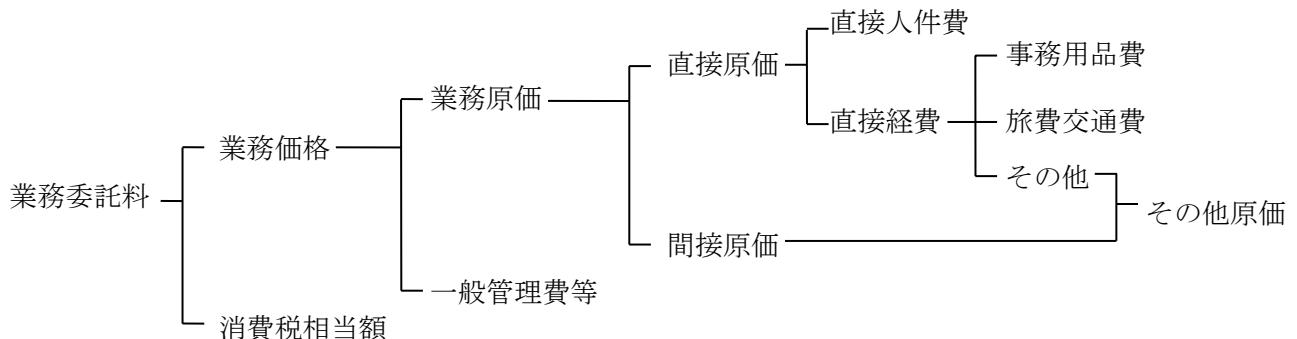
# 堰・排水機場管理支援業務積算基準

## 1. 適用範囲

この積算基準は、通常の堰・排水機場管理支援業務を委託する場合に適用する。

## 2. 業務委託料

### (1) 業務委託料の構成



### (2) 業務委託料構成費目の内容

#### イ 直接原価

##### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

##### (ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

###### a 事務用品費

###### b 旅費交通費 等

##### (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

#### ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人事費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

#### ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

#### ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

### 3. 業務委託料の積算

#### (1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})\end{aligned}$$

#### (2) 各構成費目の算定

##### ① 堰・排水機場管理業務A（堰・排水機場操作支援等）

###### イ 直接原価

###### (イ) 直接人件費

###### (i) 管理業務

業務に従事する者の基準日額については、技術員を標準とする。

委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価（基準日額×19.5日／月）で積算することを標準とする。

###### (ii) 打合せ、指揮監督等

###### a 業務計画

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	2. 3				1業務あたり

備考 1. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

###### b 打合せ

1回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0. 5				
中間時	0. 5				1回／月を標準とする
業務完了時	0. 5				

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

4. 打合せ場所は、施設を所管する事務所を標準とする。

c 指揮・監督	12ヶ月あたり				
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
指揮・監督	8.0				

備考 1. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

#### (ロ) 直接経費

##### a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

##### b 旅費交通費

旅費交通費は設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）に準ずる。

なお、発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。

ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする

#### ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$  は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

#### ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$  は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

### ② 堀・排水機場管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務）

#### イ 直接原価

##### (イ) 直接人件費

##### (i) 管理業務

業務に従事する者の基準日額については、技術員を標準とする。

委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。

就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

#### ・就業時間に基づく直接人件費の算出例

平　　日　　16：30～9：00  
休　　日　　8：30～17：30　　17：00～9：00

22時から6時までの時間については、業務に支障のない限り6時間を越えない範囲内で仮眠することができる

項目	時間	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
平　日		9:00					16:30							
基本日額=基準日額+（基準日額×1／8（0.5H×125／100+2H×150／100）×構成比）														
休　日		8:30					17:30							
基本日額=基準日額×2+（基準日額×1／8（0.5H×125／100+2H×150／100）×構成比）														
9:00														
17:00														

#### (ii) 業務打合せ・指揮監督

- a 調査職員との打合せとして、1業務当り1回／月の業務打合せに必要な管理技術者（技師A）を0.5人／日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人／日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。  
ただし、堰・排水機場管理業務Aと併せて発注する場合は計上しないものとする。
- b 打合せ場所は施設を所管する事務所を標準とする。

#### (ロ) 直接経費

##### a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

事務用品費は「令和4年度 積算資料（調査編）」の河川巡視支援業務および河川許認可審査支援業務の事務用品費に準ずる。

##### b 旅費交通費

旅費交通費は設計業務等標準積算基準書の土木設計業務等積算基準及び積算基準（参考資料）に準ずる。

また、発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする

#### ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

(その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)

ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

#### ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

(一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β)

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

### 4. その他

#### (1) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

##### ① 直接人件費

- イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。  
ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。  
(編成人員及び超過業務時間)

##### ② 直接経費

- イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になつた場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。

ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わるのはこの限りではない。

- ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に關係なく官積算により変更するものとする。

- ③ その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。

#### (2) 車両管理

巡回に必要となる自動車の積算は、「車両管理業務委託積算基準」により積算する

ものとする。

(3) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）を参考とする。